政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

政令第百八十号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十七号を第三十八号とし、第二十二号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二	五百円の貨幣のうち天皇陛下御在位二十年を記念するため発行するもの	素材	ニッケル黄銅
		品位	千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十
		量目	七グラム
		直径	二十六・五ミリメートル
		形式	